

給付対象施設・事業所各位

横浜市こども青少年局保育・教育給付課長

令和4年度子ども・子育て支援教育・保育給付費等の3月分加算項目の手続きについて（通知）

平素より横浜市の教育・保育施策の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

子ども・子育て支援教育・保育給付費等の3月分加算項目の手続きについて、次のとおりお知らせします。

各加算項目の内容、要件、必要書類等をご確認のうえ、加算対象の施設・事業所は手続きをお願いいたします。

1 3月分加算項目

- (1) 施設関係者評価加算
- (2) 高齢者等活躍促進加算
- (3) 施設機能強化推進費加算
- (4) 小学校接続加算
- (5) 第三者評価受審加算・第三者評価受審費助成
- (6) 外部監査費加算

※ (1)、(2)、(3)、(5)については、12月28日(水)17時(必着)までに申請書類を提出してください。申請書類等を審査し、差し替え等が必要な場合はご連絡させていただきます。審査完了後、結果通知を送付させていただきます。

※ 対象となる加算項目は施設・事業種別により異なります。また、加算項目ごとに要件や手続きが異なりますので、別添の資料と本市ホームページをご確認のうえ、お手続きをお願いいたします。なお、(3)については資料2「令和4年度施設機能強化推進費加算の支出対象経費について」及び資料3「令和4年度施設機能強化推進費：別表」、(4)については資料4「令和4年度小学校接続加算：別紙」も併せてご確認ください。

【裏面あり】

2 提出書類

下記のURLより「【3月のみの加算項目に関する様式】」をダウンロードしてください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/yoshiiki/R4seikyuuuyoushiki.html>

※申請様式掲載場所（施設・事業種別ごとに【3月のみの加算項目に関する様式】を掲載）

※「横浜市トップページ」→「事業者向け情報」

→「業務分野別から選ぶ」の「子育て」

→「子ども・子育て支援新制度への移行案内」→「事業者の皆様へ」

→「請求事務について」のページはこちら

→「各種様式について」

3 提出期限

	3月分加算項目	提出期限【厳守】
申請書等	(1)、(2)、(3)、(5) のみ	令和4年12月28日(水)17時(必着)
報告書等	(1)～(6)	令和5年3月15日(水)17時(必着)

4 提出先及び提出方法

下記担当まで郵送または持参にてご提出をお願いします。

〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル9階

子ども青少年局 保育・教育給付課 市内施設給付担当宛

5 よくあるご質問について

例年よくあるご質問について、3月加算のQAを作成いたしました。

資料5「令和4年度3月加算QA」を必ずご確認ください。

〈別添〉

1. 令和4年度様式一覧【資料1】
2. 令和4年度施設機能強化推進費加算の支出対象経費について【資料2】
3. 令和4年度施設機能強化推進費加算：別表【対象物品可否一覧】【資料3】
4. 令和4年度小学校接続加算〈要件の今後の方向性と今年度の試行について〉【資料4】
5. 令和4年度3月加算QA【資料5】

横浜市子ども青少年局
保育・教育給付課 市内施設給付担当

TEL 045-671-0202

045-671-0204

※電話番号のおかけ間違いに注意してください。

令和4年度 様式一覧

資料1

加算項目名	様式番号	名称	提出期限	保育所	幼稚園	認定こども園 (1号)	認定こども園 (2・3号)	家庭的保育	小規模保育	事業所内保育	居宅訪問
施設関係者評価加算	第6号様式	施設関係者評価加算(申請・報告)書	申請書は、当該年度の12月28日17時必着(報告書は当該年度の3月15日17時まで)		○	○	○				
高齢者等活躍促進加算	第7号様式の1	高齢者等活躍促進加算(申請・報告)書	申請書は、当該年度の12月28日17時必着(報告書は当該年度の3月15日17時まで)	○			○				
"	第7号様式の2	高齢者等活躍促進加算月別雇用時間内訳表	"	○			○				
施設機能強化推進費加算	第8号様式の1 (幼稚園)	施設機能強化推進費加算(申請・報告)書	申請書は、当該年度の12月28日17時必着(報告書は当該年度の3月15日17時まで)		○						
"	第8号様式の2 (保育所、地域型保育事業)	"	"	○				○	○	○	
"	第8号様式の3 (認定こども園)	"	"			○	○				
小学校接続加算	第9号様式	小学校接続加算実施報告書	当該年度の3月15日17時まで(3月分「公定価格加算・調整項目届出書」に添付)	○	○	○	○				
第三者評価受審加算	第5号様式(向上支援費の様式を使用)	第三者評価受審(申請・報告)書(向上支援費と兼用)	申請書は、当該年度の12月28日17時必着(報告書は当該年度の3月15日17時まで)	○	○	○	○	○	○	○	○
外部監査費加算	挙証資料として監査報告書(提出時に作成されていない場合は、契約書の写しなど監査が実施されることがわかる書類)を3月分「公定価格加算・調整項目届出書」に添付				○	○	○				

向上支援費関係 様式一覧

加算項目名	様式番号	名称	提出時期	保育所	幼稚園	認定こども園 (1号)	認定こども園 (2・3号)	家庭的保育	小規模保育	事業所内保育	居宅訪問
第三者評価受審費助成	第5号様式	第三者評価受審(申請・報告)書(給付費と兼用)	申請書は、当該年度の12月28日17時必着(報告書は当該年度の3月15日17時まで)	○		○	○	○	○	○	○

※様式以外で提出が必要な書類については、説明会資料「子ども・子育て支援新制度令和4年度説明テキスト 公定価格・向上支援費・延長保育事業・補足給付事業」内の各加算の説明をご参照ください。

令和4年度 施設機能強化推進費加算の支出対象経費について

対象：職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、施設（事業所）の総合的な防災対策の充実強化等に要する経費（16万円（消費税込）以上となるもの）

次のものについては、対象外となります。

- ・ 保育、教育の提供にあたり通常要するもの（例：哺乳瓶、おむつ など）
- ・ 一般的な物品と区別がつかないもの（例：コピー用紙、テレビ、インターネット通信料 など）
- ・ 本来施設に備えておくべきもの（例：非常食（備蓄用）、消火器（常設用）、火災報知器 など）
- ・ 「令和4年度保育所等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金」で申請しているもの

**必ず「令和4年度施設機能強化推進費加算：別表」をご覧ください、
「○（対象）」となっているもののみご申請ください。
※なお、別表に記載のないものは対象となりませんのでご注意ください。**

【注意点】※必ずお読みください。

- (1) 申請時は、機能や素材等が確認できる商品のカタログのコピーやメーカーホームページのコピーを必ず添付してください。
- (2) パンフレット等の商品名のタイトルに「防災用」「災害用」「非常用」との文言がある場合でも機能や素材等により対象とならない場合があります。**必ず「令和4年度施設機能強化推進費加算：別表」をご覧ください、「○（対象）」となっている物品かをご確認ください。**
- (3) メーカー、販売会社が「施設機能強化推進費加算の対象商品となります」等の案内をしている場合がありますが、本市の了承を得ているものではありません。対象の可否については、各施設・事業所からの申請時に本市が個別に判断をするため、カタログ等の掲載商品が必ずしも対象になるとは限りませんのでご注意ください。また、**申請前にお電話やメールで対象商品となるかの照会はお受けいたしかねます。あらかじめご了承ください。**
- (4) 物品購入により発生する手数料（送料等）は対象外です。
- (5) 16万円（消費税込）以上となる支出経費のみ対象となります（支出予定額の合計が16万円（消費税込）に満たないものは申請できません）。
- (6) 申請時と報告時の状況（金額や購入物品等）に変更があった場合には本加算の対象外となる可能性がありますのでご注意ください。また、別添の3月加算QAもあわせてご確認ください。

令和4年度施設機能強化推進費加算：別表【対象物品可否一覧】【資料3】

《○…対象 / ×…対象外》

No.	品名	詳細	対象可否	備考
■備品類				
1	食糧及び飲料	防災訓練で使用するもの 備蓄用	○ ×	訓練で食べた旨を申請書の内容欄に記入すること。
2	非常用浄水器	川水や泥水、雨水用のみ	○	電気やガスなしで使用できるもの。
3	哺乳瓶		×	使い捨ても同様
4	食器		×	使い捨ても同様
5	調理器具		×	使い捨ても同様
6	非常用防煙マスク	防煙機能ありのもののみ	○	
7	防煙フード		○	
8	防災キャップ		○	
9	防災頭巾		○	
10	防災頭巾専用袋	単品用 複数用	×	
11	ヘルメット	防災用・工所用	○	商品名に「防災用」「工所用」と明記してあるものに限る。 (カタログ上で防災用、工所用と読み取れるものであれば可)
		乗り物用 防炎ガード	×	
12	ヘルメット専用収納	複数収納用	○	付属品（ヘルメットに取り付けられるもの） 専用品に限る。
		単品用	×	
		カバー	×	
13	防災備蓄倉庫	「防炎」「耐火性」「金属製」いずれかの機能が1つ以上備わっているもののみ 設置工事費用	○ ×	商品名やカタログで「防炎」「耐火性」「金属製」であることがわかるものを添付すること。 設置のためのブロック等も対象外。
14	耐火金庫		×	
15	飲料水長期保存容器	ポリタンク ペットボトル	○ ×	長期保存用のみ。
16	非常用給水袋		○	
17	ウォーターサーバー		×	
18	炊き出し用かまど		○	
19	非常用コンロ	カセットコンロ プロパン型	○ ○	電気を使用するIHコンロは不可。
20	発熱剤		○	哺乳瓶や調理器具等とのセット品は不可。
21	非常用暖房器	電気、都市ガス使用	×	
		燃料型	○	
		薪ストーブ	○	
22	非常用発電機	太陽光やガソリン、ガス使用	○	ペダル式発電機も含む。
		修理代 単体	○ ○	作業内容を明記すること。
23	非常用蓄電器	充電機能、ライト等が付属 単品	○ ○	ポータブル電源も含む。
24	燃料（ガソリン等）	単体	×	使用器具と分離不可（動作確認用に付属しているもの等）のものは可。
25	携帯電話用充電器		×	
26	非常用自転車	ノーパンク	○	
		部品（ノーパンクタイヤのみ等）	○	
27	避難車（ベビーカー、バギー）	ノーパンクかつ防炎	○	ノーパンクタイヤであり、シート自体に防炎機能がついているもの。
		防炎カバー	○	「避難時」や「非常時」と明記されたカタログを添付すること。
		普段使いのもの	×	
28	非常用リヤカー	ノーパンク	○	
29	投光器		○	「投光器」と明記されたカタログを添付すること。多方向照射も含む。 ※園芸用・防犯用は不可。
30	非常用ヘッドライト		○	
31	ランタン		○	
32	懐中電灯		×	
33	乾電池		×	
34	簡易トイレ	組立式のみ	○	
		簡易トイレ用袋	○	
		簡易トイレ用凝固剤	○	
		「簡易トイレ用」テント	○	テント単品の場合は「簡易トイレ用」または「非常用トイレ」と明記されたカタログを添付すること。
35	テント	仮設トイレ	○	
36	間仕切り		○	「防災用」「災害用」「非常用」であることがわかるカタログを添付すること。 避難所での間仕切りとして使用するもの。
37	非常用毛布（エマージェンシーシート）		○	
38	非常用寝袋		○	「防災用」「災害用」「非常用」であることがわかるカタログを添付すること。
39	救急箱		×	
		救急用品	×	
40	担架		○	
		収納箱（担架専用）	○	
		レスキューベンチ	○	
41	非常用持出袋	袋のみ	○	「非常用」「避難用」「防炎機能付き」いずれかのもの。

42	ラジオ	ソーラー、手回し式 電気、乾電池式	○ ×	
43	テレビ		×	
44	DVDレコーダー		×	
45	トランシーバー		×	
46	マイク類		×	
47	メガホン・拡声器		×	
48	放送用スピーカー		×	
49	感震ブレーカー	設置工事費用	○ ×	
50	緊急地震速報装置	通信料 設置工事費用	○ ×	
51	転倒防止用具		○	
52	落下抑制テープ		○	
53	AED（自動体外式除細動器）		○	リース代も可。
54	防災教育用教材（DVD・絵本等）		○	「単品」かつ「防災」のものとなる資料を添付すること。
55	消火器・発煙筒・的	避難訓練用 常設用	○ ×	訓練で使用する旨を申請書の内容欄に記入すること。
56	消防器具		×	
57	防災カーテン		×	
58	火災受信機等設備	火災報知器 点検管理、改修	×	
59	災害用ライフジャケット		○	「災害用」「非常用」であることがわかるものを添付すること。
60	避難はしご		×	
61	防災靴	安全靴 その他	○ ○	防災用に特化したものに限る。スリッパ・上履きは対象外。 防災用に特化したもの（防災インソールを含む）に限る。スリッパ・上履きは対象外。
62	防災ゴーグル		○	
63	使い捨てカイロ		×	
64	スコップ		×	
65	のこぎり・チェーンソー		×	
66	軍手		×	
67	ロープ		×	
68	油圧ジャッキ		×	
69	番線カッター		×	
70	パール		×	
71	ろうそく		×	
72	延長コード		×	
73	土のう・水のう		○	
74	強化ガラス		×	
75	窓ガラス飛散防止フィルム		×	
76	蛍光灯飛散防止フィルム		×	
77	おんぶひも	1人用 複数人背負えるもの	×	
78	おむつ		×	
79	防災用マット		○	
80	防災用救助笛		○	

■その他

81	印刷製本費	防災教育教材の印刷製本 コピー機修繕費、用紙、トナー等	○ ×	
82	防災訓練の講師関係	謝金 オンライン研修参加費 接待費	○ ○ ×	報告時に契約内容と講習内容が確認できるものを添付すること。 報告時に講習内容と参加したことが確認できるもの（領収書等）を添付すること。
83	防災教育・防災訓練・救急救命講習	会場借り上げ料 臨時職員賃金 外部委託費 オンライン研修環境整備費等	○ ○ ○ ×	訓練や講習に外部から臨時職員を雇った場合の賃金 パソコン・ビデオカメラ・プロジェクター等
84	インターネット通信料		×	
85	壁・屋根の強化断熱加工		×	
86	スプリンクラー整備		×	

※対象となる金額は「16万円以上」となりますのでご注意ください。

※「令和4年度保育所等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金」と重複しての申請はできません。

※「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大を防止する観点から必要と考えられるものは上記補助金で補填しているため対象外になります。

※防災教育・避難訓練・救急救命講習及び避難訓練の実施時期については、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間のみです。（対象年度を跨ぐ延期や中止については対象外）

※オンラインでの防災教育等については設備費・通信費等は対象外です。

※修理代も対象となりますが、作業内容を明記してください。

※物品購入により発生する手数料（送料等）は対象外とします。

※対象物品可否一覧はホームページにも掲載しています。補足事項等があれば随時更新する場合があります。

※機能部分の確認のため、商品のカタログのコピーとメーカーホームページ部分のコピーの添付をお願いします。

【令和4年度追加資料】

令和4年度小学校接続加算 ≪要件の今後の方向性と今年度の試行について≫

令和5年度以降、現行の小学校接続加算の要件を一部変更する予定です。

つきましては、来年度に向けた試行として、令和4年度についても新たな要件での加算申請を可能とします。（「子ども・子育て支援新制度 令和4年度説明テキスト」に掲載している、現行の要件での申請も可能です。）

●変更の概要●

年10回以上実施を要件としている活動について、4回分として数えることができるものを追加しました。追加したもので4回分、他6回分で加算申請することも、これまでのとおり10回以上実施したもので加算申請することも可能です。

小学校接続加算の要件（子ども・子育て支援新制度 令和4年度 説明テキスト抜粋）※変更部分のみ抜粋	
現行	変更後
<p>□以下①～④を併せて年10回以上（※）実施していること。ただし、小学校との連携（②、③が該当）は少なくとも年1回以上実施すること。</p> <p>①幼保小連携に関する研修・研究会への参加</p> <p>②小学校との子ども同士の交流活動</p> <p>③教職員間で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を活用した子どもの姿の共有や保育・教育場面の小学校教諭の参観</p> <p>④近隣の保育・教育施設との交流</p>	<p>□以下①～⑤を併せて年10回以上（※）実施していること。ただし、小学校との連携（②、③、⑤が該当）は少なくとも年1回以上実施すること。</p> <p>①幼保小連携に関する研修・研究会への参加</p> <p>②小学校との子ども同士の交流活動</p> <p>③教職員間で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を活用した子どもの姿の共有や保育・教育場面の小学校教諭の参観</p> <p>④近隣の保育・教育施設との交流</p> <p><u>⑤近隣や連携先の小学校との間で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して子どもの姿を共有する研修</u></p> <p><u>（※）⑤を実施した場合には、交流4回分として数えます。</u></p> <p>・変更後の内容で加算申請する場合は、報告書の⑤の該当欄に実施内容を記入してください。</p> <p>・給付課で報告書記載の内容を確認し、⑤としての実施と認められた場合に、4回分として数えます。</p>

「10回以上」の計算例

- ・【例1】要件②もしくは③を含んだうえで、要件①～④を10回以上
- ・【例2】要件⑤（4回分）を1回と要件①～④を6回以上
- ・【例3】要件⑤（4回分）を2回と要件①～④を2回以上
- ・【例4】要件⑤（4回分）を3回以上

●追加内容の詳細●

今回追加した、要件⑤の交流4回分として数えることができる部分の詳細は、次のとおりです。

⑤近隣や連携先の小学校との間で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して子どもの姿を共有する研修

《概要・趣旨》

この要件⑤は、要件の③「教職員間で『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』等を活用した子どもの姿の共有や保育・教育場面の小学校教諭の参観」の発展版として設定しました。要件③のうち、参観にとどまらず、近隣や連携先の小学校の職員と協働で研修が行われているものにつきまして、要件⑤として申請いただけます。

実際の子どもの姿を幼保小の職員で共有し、「どのように遊んだり活動したりしているのか」「何ができるようになってきているのか」などを職員間で対話するなどの機会の促進のためです。このような対話からは、保育・幼児教育と小学校教育における大人の支援・援助の在り方の違うところや、共通して大切にしたいところが見出され、それぞれの計画やカリキュラムに反映されていくことが期待されます。これらは、「幼保小の架け橋プログラム※1」でも求められていることであり、横浜市としても、幼保小連携・接続の次のフェーズとして重視していることから、本要件に関わる「打ち合わせ」・「準備」・「実施」・「振り返り」の一連の流れを「研修」と位置づけ、4回分とカウントします。

※1「幼保小の架け橋プログラム」

「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」（令和4年3月31日文部科学省）では、「義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間は、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要な時期とし、「架け橋期」と呼ぶことにしました。」とされています。その上で、「子供に関わる大人が立場の違いを越えて自分事として連携・協働し、この時期にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮したうえですべての子供に学びや生活の基盤を育むことを目指すもの」としています。

⑤の要件に当てはまるものの例について、具体的な事例は以下のとおりです。

⑤近隣や連携先の小学校との間で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（以下「10の姿」と表記）を活用して子どもの姿を共有する研修の例	
子ども理解についての研修	・子どもの姿（動画や写真等の活用も可）を共有し、「10の姿」を視点として、育ちや学びを園や学校の職員で共通理解する研修 ※各区の幼保小教育交流事業において、区内の小学校教諭と「10の姿」を視点として、子どもの育ちと学びについて考える研修が開催され、園の職員や管理職が参加した場合もこれに該当します。
園の子どもの育ちや、職員の工夫を共有する研修	・「10の姿」を踏まえた園の保育・教育における子どもの姿や、保育者の工夫を、小学校等の職員に伝える研修
小学校の子どもの育ちや、職員の工夫を共有する研修	・「10の姿」を踏まえた小学校の教育活動における子どもの姿や、小学校の職員等の工夫を、園の職員が知る研修

その他、文部科学省ホームページに掲載されている「架け橋プログラム実施に向けての手引き参考資料P.5～」や横浜市こども青少年局保育・教育支援課ホームページ「幼保小連携だより『育ちと学びをつなぐ』第2号」でも参考事例をご覧ください。

- ・文部科学省 幼保小の架け橋プログラム HP

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm

- ・横浜市こども青少年局 幼保小連携 HP

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shitukoujou/renkei/youhosyoudayoritop.html>

令和4年度 小学校接続加算：別表《加算要件にあてはまるものの例示》

小学校接続加算の要件（子ども・子育て支援新制度 令和4年度 説明テキスト抜粋）

「幼保小連携に関する研修・研究会への参加（①）、授業・行事の見学や参加、小学校との子ども同士の交流活動（②）、教職員間で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を活用した子どもの姿の共有や保育・教育場面小学校教諭の参観（③）、近隣の保育・教育施設との交流（④）などを併せて年10回以上実施していること。（小学校との連携は少なくとも年1回以上実施すること）」

①「幼保小連携に関する研修・研究会への参加」の例（オンラインでの「参加」も含む）

関係する教育施設での研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の授業研究会への園の職員の参加 ・園内研修への小学校職員の参加
区で行われている研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の授業研究会への園の職員の参加 ・園内研修への小学校職員の参加 ・各区幼保小教育交流事業における研修会・交流会・総会・園長校長会等への参加
横浜市こども青少年局や教育委員会が主催する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保小教育連携研修会への参加 ・幼保小接続期研修会への参加 ・幼保小連携推進地区・接続期カリキュラム研究推進地区での研修会・連絡会への参加
県や自治体、国、出版社等が主催する研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・県幼稚園教育課程研修講座など、小学校職員等も参加する研修会への参加 ・県内、県外で行われている小学校の生活科等の研修会への参加

②「小学校との子ども同士の交流活動」の例

直接的な交流活動例	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の授業時間を中心とした交流（学習発表等） ・作品展・栽培・収穫体験等の行事での交流（協働活動等） ・近隣の園などの保育・教育施設同士の子どもたちの交流（近隣の小学校入学を見据えた、近隣園間の交流活動） ・園や小学校の校庭・園庭、施設、図書館、遊具などの利用を通しての交流 ・近隣の公園や施設における交流活動 ・小学校の児童を園に招いての交流 ・避難訓練・防災訓練等を合同で行う
間接的な交流活動例	<ul style="list-style-type: none"> ・互いの作品を鑑賞し、感想などを手紙で送る活動 ・園小学校で同じ図書を購入し、感想などを送り合う活動 ・園小学校で同じ植物を栽培し、写真などで共有する活動
ICT 機器などを活用した交流活動	<ul style="list-style-type: none"> ・学習発表等をオンラインや録画で共有する活動 ・オンライン作品展などで、互いの作品を味わい感想を交流する活動 ・オンライン読み聞かせやオンライン観劇などを一緒に行う活動 ・互いの園や学校の様子などを録画し、交換する活動

③「教職員間で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用した子どもの姿の共有や保育・教育場面小学校教諭の参観」及び④「近隣の保育・教育施設との交流や参観」の例

<ul style="list-style-type: none"> ・スタートカリキュラムの実践や行事などの参観 ・保育・授業参観 ・入学に向けた情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・互いの保護者会への園・学校職員の参加 ・互いの園、学校説明会への参加
---	--

個々の活動や研修等が加算の要件として認められるかにつきましては、**電話・書面等での事前の照会にはお答えできません**。3月にご提出いただく「**小学校接続加算実施報告書**」で加算の可否を判断します。予めご了承ください。その他で不明点がございましたら、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

【幼保小連携・接続の具体的な内容について】：保育・教育支援課 幼保小連携担当	045-671-3731
【その他加算全般に関すること】：保育・教育給付課 市内施設給付担当	045-671-0202

令和4年度3月加算QA

資料5

No	加算項目	質 問	回 答
1	申請全般	令和4年12月28日17時までに申請書等を提出したが、差し替え書類については年明け以降の提出は認められるか。	認められます。
2	申請全般	kintoneで申請書等の提出は可能か。	申し訳ございませんが、受け付けておりません。郵送または持参にてご提出ください。
3	施設関係者評価加算	新型コロナウイルスの影響で評価等（①自己評価・②施設関係者評価・③公開保育）が予定通り出来なかった場合、加算対象になるのか。	①～③のいずれの内容についても、新型コロナウイルスの影響の有無に関わらず、実績により加算内容を判断します。 なお、自治体や保健所から休園等の指示が出たことで、予定していた評価等を実施できなかった場合であっても、対象外となります。ただし、代替の機会を用意し、実施した際には加算の申請をすることができます。
4	施設関係者評価加算	自己評価・施設関係者評価とは何か。	「幼稚園における学校評価ガイドライン」をご参照ください。 <文科省HP> https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/08050824.htm
5	施設関係者評価加算	公開保育のテーマである、「よこはま☆保育・教育宣言」とは何か。	以下のページをご確認下さい。 「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shitukoujou/sengen-ikenbosyuu.html
6	高齢者等活躍促進加算	新型コロナウイルスにより、臨時休園になった期間があったが、その期間も「高齢者等活躍促進加算月別雇用時間内訳書（第7号様式）」に計上できるか。	新型コロナウイルスで自治体や保健所からの指示で臨時休園をした場合は、その期間中について雇用時間に入れて頂くことについては差し支えありません。ただし、自治体や保健所からの指示ではなく自主的にお休みを取られていたのであれば、雇用時間にその分を入れることはできません。なお、「令和4年度 保育所等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金」に計上する時間との重複はできません。
7	高齢者等活躍促進加算	高齢者等の雇用について、掃除業務を外部の会社に委託しようかと考えているが、加算対象となるか。	加算対象外となります。申請手続きに必要な提出書類を見ても分かるように、特定の個人と契約し、その方が業務を行っている場合に限り加算対象となります。

令和4年度3月加算QA

資料5

No	加算項目	質 問	回 答
8	施設機能強化推進費加算	セット商品の中で対象外のものがあるが、対象商品のみが販売されていない場合どうしたらいいか。	対象外のものを除いた見積書を添付してください。（セット内容がわかるようなカタログ等も必要です）なお、対象外のものを除いた見積書の添付ができない場合はそのセット商品は申請できません。 例）防災教育用教材の絵本複数冊セットの内、1冊だけ「防災」以外のものがある場合、対象外を除いた見積書を提出ください。
9	施設機能強化推進費加算	年度当初に避難訓練の実施を計画して訓練用の食材等対象物品を購入していたが、新型コロナウイルスの影響で年度内に避難訓練を一度も行わなかった場合でも訓練用の食材等対象物品を申請していいか。	施設機能強化推進費については実績にて審査させていただきます。新型コロナウイルスの影響であっても、対象年度中に避難訓練を行わなければ訓練用の食材等対象物品は対象外になります。
10	施設機能強化推進費加算	避難訓練を行う際に新型コロナウイルス感染症対策を行わなければならないがマスク等は対象にならないのか。	対象外となります。新型コロナウイルス感染症対策については、「令和4年度 保育所等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金」をご活用ください。
11	施設機能強化推進費加算	申請時に見積書だけではなく、カタログ等の添付も必須か。	見積書だけではその物品が対象物品なのか判別できない場合があります。カタログ等に記載されている材質等で対象物品かを判別しているため、カタログ等を添付してください。
12	施設機能強化推進費加算	申請時の見積もりでは16万円以上になっていたが、報告時の見積もりでは16万円を下回ってしまった。どうしたらいいか。	申請の結果通知の対象物品の中で数量を調整して16万円以上にさせていただくか、施設機能強化推進費の申請を取下げさせていただくかのいずれかになります。結果通知の後に申請以外の物品を購入しても対象外となるためご注意ください。
13	施設機能強化推進費加算	申請時には在庫があった物品が決定通知後には完売していた。しかし申請時に見積もった発注業者ではない業者では在庫がある場合金額が変わってしまうが購入してもいいか。	同じ型番であれば別の業者から購入していただいても構いません。ただし、合計金額が16万円未満となった場合は、加算対象外です。
14	施設機能強化推進費加算	申請時に提出した物品のサイズや色が決定通知後には完売していた。基本の型番は一緒だがサイズや色が違っているので一部型番が違うが同じメーカー、同じ品質の場合は購入してもいいか。	基本の型番が同一のものであれば購入しても構いません。
15	施設機能強化推進費加算	申請時に提出した複数の物品のうち、1種類の物品が決定通知後には完売していた。完売の物品を除き、承認された物品の個数を変更して16万円以上にして購入してもいいか。	承認された物品であれば、個数を変更しても構いません。
16	施設機能強化推進費加算	申請時に見積もった商品が決定通知後には廃盤しており、新型が発売されていた。商品の型番が変わってしまったが購入してもいいか。	申請時に提出していただいた旧版と性能等が大幅な変更がない限り購入しても構いません。しかし、防災に関連しないような性能等が付属してしまう場合は市内施設給付担当までご相談ください。

令和4年度3月加算QA

資料5

No	加算項目	質問	回答
17	施設機能強化推進費加算	購入したいと考えている物品が施設機能強化推進費加算の対象に入るかどうか、申請をする前に教えてほしいが可能か。	申請前の電話やメールによる照会はお受けしておりません。令和4年12月28日までに申請があったものを審査させていただきます。申請された物品が対象外であった場合は市内施設給付担当よりご連絡させていただきます。
18	施設機能強化推進費加算	購入する際の送料は経費に含めてもいいか。	送料は含めません。送料などの手数料を除いた金額が16万以上のものが対象です。
19	施設機能強化推進費加算	クレジットカード等で、法人又は施設名義以外で支払ってしまった場合は、加算対象となるのか。	施設機能強化推進費加算で申請した物品について、経費支出がわかる領収書（写）等を提出してください。 領収書が発行されない場合においても、以下の項目が領収書以外のものに明記されていれば可とします。④施設名については自署でも問題ありません。 【明記が必要なもの】
20	施設機能強化推進費加算	領収書が発行されない場合はどうしたらいいか。	①製品名 ②金額 ③支払日 ④施設名
21	小学校接続加算	小学校接続加算の要件に、「幼保小連携に関する研修・研究会への参加、授業・行事の見学や参加、小学校との子ども及び教職員の交流活動、近隣の保育・教育施設との交流などを併せて年10回以上実施していること。（小学校との連携は少なくとも年1回以上実施すること）」があるが、ここにはどういったものを含めることができるのか。	「令和4年度小学校接続加算〈要件の今後の方向性と今年度の試行について〉」をご確認頂き、最低10回分の実施内容を小学校接続加算実施報告書に記載してください。なお、本別表に記載の内容は参考事例です。各園の実際の活動や研修等の状況に応じて該当するものを報告書に記載してください。
22	小学校接続加算	新型コロナウイルスの状況を鑑み、幼保小連携・接続にかかる研修や小学校との交流活動等が予定通り実施できなかった。この場合は加算対象外となってしまうのか。	加算対象外となります。 令和3年度以降は令和2年度と対応が異なり、原則どおり加算の適否を判断します。要件については、「令和4年度小学校接続加算〈要件の今後の方向性と今年度の試行について〉」をご確認ください。 なお、自治体や保健所から休園等の指示が出たことで、予定していた研修や交流活動等を実施できなかった場合であっても、対象外となります。 ただし、代替の機会を用意し、実施した際には加算の申請をすることができます。

令和4年度3月加算QA

資料5

No	加算項目	質問	回答
23	小学校接続加算	「令和4年度小学校接続加算〈要件の今後の方向性と今年度の試行について〉」に記載の、「要件⑤」が追加されたが、どのような点が加算申請上変わるのか？	要件⑤は、要件③の発展的内容としての位置づけです。要件⑤に当てはまる活動を実施した場合、活動4回分としてカウントすることができます。また、要件⑤を2回以上実施することも可能です。必ずしも要件⑤を実施する必要はありませんので、これまでの①～④を以て10回分の実施とする従来の方法でも加算申請が可能です。 ※趣旨等の詳細は、「令和4年度小学校接続加算〈要件の今後の方向性と今年度の試行について〉」をご覧ください。
24	小学校接続加算	新型コロナウイルスの影響等により、小学校から交流を断られる等の事情により、要件②や③に該当する「交流」を実施できなかった。このような場合でも、加算の対象外なのか？	No.22のとおり、内閣府の方針に従い、「実績」で加算の認定をします。ただし、児童個人個人の特性や特記事項を「10の姿」として共有し、それを活用して小学校と研修等を行うことで、要件⑤に該当する場合があります。要件⑤につきましては、「令和4年度小学校接続加算〈要件の今後の方向性と今年度の試行について〉」をご確認ください。 ※研修はオンラインでの実施も対象です。
25	小学校接続加算	幼保小連携・接続にかかる研修（WEBによるオンデマンド型）に申し込みをしたが、研修動画を視聴するだけで加算対象になるのか。	研修動画を視聴した後、「受講者アンケート」にご回答いただかなければ加算対象外になります。アンケート実施の有無については市内施設給付担当にて確認致します。
26	小学校接続加算	同日・同会場で、趣旨の異なる研修に複数参加した場合、回数にはどう数えたらよいか。	趣旨・内容が異なる別々の研修であったならば、それぞれを1回と数えます。
27	小学校接続加算	小学校から学校だより、園から園だよりを定期的に交換しているが、これは10回のカウントに数えることができるか。	「おたより」や「作品」を単に交換するだけでなく、感想の交換や児童への内容の説明といった内容を合わせて実施することで、小学校接続加算の対象となります。なお、園だよりの交換を毎月実施している場合であっても、報告書への記載は1回として計上します。
28	小学校接続加算	学校だより・園だよりの交換を4月・5月…と毎月実施している場合は、どのように数えればよいか。	取り組みごとに1回と数えていくので、毎月おたよりを交換している場合であっても、1回として報告書に記載します。
29	小学校接続加算	遠足の際に、外から園舎（もしくは小学校の校舎）を外から見た。この取り組みは、10回のカウントに数えられるのか。	単に外から見ただけでは、加算の対象にはなりません。未就学児童が、「どんな場所へ進学するのか」あるいは、「どんな児童と一緒に進学するのか」といった内容を想像できるような要素を含んでいれば、加算対象となる余地があります。
30	小学校接続加算	駅や商店街に展示されている小学生の作品を遠足の際にみだが、10回のカウントに数えられるのか。	No. 29とも関連しますが、単に作品をみるだけでは加算の対象にはなりません。感想の交換や児童からの作品の説明などを伴う内容であれば、加算の対象になる余地があります。
31	小学校接続加算	「幼保小連携に関する研修・研究会への参加」の例として、「区で行われている研修会」があるが、具体的にはどのようなものがあるか。	小学校の授業研究会への園の職員の参加や園内研修への小学校職員の参加、各区幼保小教育交流事業における研修会・交流会・総会・園長校長会等がありますが、「すこやか子育て講演会」も対象となります。

令和4年度3月加算QA

資料5

No	加算項目	質問	回答
32	第三者評価受審加算	第三者評価の受審頻度である5年に1回の最後の年にあたっているが、コロナの影響で受審が困難な状況である。それでも受審する必要があるのか。	受審が必要です。
33	第三者評価受審加算	以前第三者評価を受審した年度と、加算年度にずれがあった。5年に1回受審する必要があるので今年度受審したが、加算年度は来年度になるのか。 (例：H29年度受審で翌年のH30年度が加算年度だった場合、R4年度に受審が必要になるが、加算年度はいつになるのか。)	受審年度が起点になるので、直近で受審をしたのがH29年度だった場合、受審が必要になるのがその5年後のR4年度ですが、加算年度もR4年度になります。(領収書が年度をまたぐことになれば、加算年度はR5年度になります。)
34	外部監査費加算	新型コロナの影響により、外部監査を受けることができていないが、加算はどうなるのか。	新型コロナの影響の有無に関わらず、監査報告書の提出がなければ加算対象外となります。監査報告書が期限に間に合わなければ契約書を提出して頂き、その後監査報告書を出して頂ければ加算対象になります。
35	外部監査費加算	監査対象年度が令和3年度だが、監査法人から報告書を受け取ったのが令和4年度だった。令和4年度の加算対象になるか。	令和4年度の加算対象とはなりません。また令和3年度中に公認会計士又は監査法人との契約書を提出していなければ、令和3年度3月分として過誤再請求をすることもできません。